

たくさんの応募をお待ちしています

～BUYひろさき運動を広めよう～ 弘前地元生産品PRデザインコンテスト作品募集

地元生産品のPR発信に活用し、販売促進につなげるためのイラストやロゴ等のデザインを募集します。個人・グループ・法人は問いません。

▼応募数 1人(1グループ)3作品まで

▼作品の条件 BUYひろさき運動(※)の趣旨を踏まえ、「弘前のモノ(地元生産品)を買おう」という意識の向上につながるもの/自作かつ未発表で、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないもの/ホームページや普及啓発ツール等に広く利用可能なもの

(※)BUYひろさき運動…市の安心・安全で新鮮な農産物や加工品、全国に誇れる伝統工芸品など、魅力あふれる地元生産品の消費拡大・認知度向上を図る運動

▼提出方法 9月20日(金・必着)までに、必要事項を記入した申込用紙と制作した作品(A3版白紙用紙〈縦横不問〉またはデータ〈JPEG形式またはPDF形式/5MB以下〉)を持参か郵送またはEメールで提出してください。

▼賞 グランプリ(1作品)…旅行券5万円分/準グランプリ(2作品)…物産品詰め合わせ(1万円相当)
詳細は、市ホームページで確認してください。



■問い合わせ・提出先 BUYひろさき推進本部(産業育成課内、市役所5階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎32-8106、Eメール sangyo@city.hirosaki.lg.jp)

食品ロスの削減に貢献!

～お得な買い物で食品ロス削減!～ 「ひろさきタバスケ」が始まります

「ひろさきタバスケ」は、食品ロス削減を目的とした食品のマッチングサービスで、市内のお店(協力店)から、まだおいしく安全に食べられるのに、さまざまな理由で売り切ることが難しい食品が割引価格で出品されます。

ぜひユーザー登録してご利用ください。協力店の登録も引き続き募集中です。

▼サービス運用開始 8月1日(木)から

▼ユーザー登録料・利用料 無料(通信費は自己負担)

▼登録のメリット お得に買い物ができる/食品ロスの削減に貢献できる/地域のお店を知ることができる

▼利用方法



- ①アプリや専用サイトからユーザー登録
- ②欲しい商品を見つけて購入予約
- ③店頭で予約した商品を購入

ダウンロードは
コチラ▶▶



Android

iOS▶▶

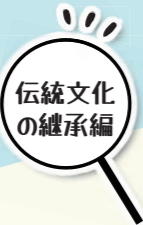


詳細は、市ホームページで確認してください。

■問い合わせ先 環境課(☎32-1969)

「町会」の知られざる魅力を発信!

もっと知って町会



■問い合わせ先 市民協働課地域コミュニティ振興室(☎40-0384)

祭りなどの行事を長く続けている町会がたくさんあります。伝統や文化を受け継ぐことを通じて、幅広い世代が顔を合わせるコミュニケーションの時間が生まれています。

今回は、町内のねぶた運行の存続に取り組み、地域を盛り上げている富士見町町会長の清藤さんに、お話を伺いました。



清藤町会長

ねぶた存続の危機!?

富士見町町会ではこれまで、町内運行を行ってきましたが、町内のねぶた絵師が2年程前に亡くなったことやコロナ禍が重なったことで、制作に対する機運が低下し、運行が中断しました。役員の高齢化もあり、しばらくねぶた運行はできないと諦めかけていました。

町内合同運行の実現

しかし、町内の子どもたちにねぶたを見せることができないままではいけないという気持ちがあり、富田清水町会に合同運行をお願いしたところ、快諾をいただきました。

たくさんの子どもたちが参加

制作が始まると高校生や中学生も手伝いに来てくれました。富田清水町会と合同で実施したこともあり、運行当日は大変な盛り上がりになりました。参加してくれた子どもたちの笑顔は忘れられません。



この先も行事や伝統を受け継いでいきたい

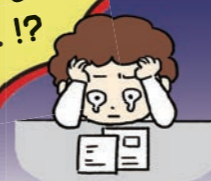
ねぶた運行を通じて明らかに町内が活気づき、道行く人の挨拶が増えました。昔からの行事や伝統を守ることを通じて、地域を理解し、コミュニケーションがあるまちにしていくことで、災害等のいざというときに助け合いができるようになると思います。



町会の行事を通じて幅広い世代のつながりが生まれているんだな～ みんなも地域の行事にどんどん参加しよう!

◀シリーズキャラクター・ヒロくん

どうする空き家!?



あなたにも突然降りかかる 空き家問題で困らないために



ある日突然、身に覚えの無い相続に巻き込まれたら――?

めったに会わない親戚の家の修繕や木の伐採、建物解体が必要になり、場合によっては高額な金額が請求されるかもしれません。そうならないよう、親戚で集まる時期に、住んでいる家が空き家になった時のことを話し合っておきましょう。

要チェック! 令和6年4月1日から 相続登記の法律が変わりました

相続登記の申請が義務化

空き家等の不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に、すでに相続が発生している場合は令和9年3月31日までに、相続登記の申請をすることが義務化されました。正当な理由のない申請漏れには過料の罰則が発生する場合があります。

「相続人申告登記」が新設

相続登記の申請義務を簡易にするため「相続人申告登記」が新設されました。

①登記簿上の所有者について相続が開始したこと、②自らが相続人であることを登記官に申し出ること、申請義務を履行したものとみなされます。相続登記の手続きなどについては、司法書士などの専門家に相談を。



空き家に関する相続セミナー

空き家が発生する主な要因の一つである相続に関するセミナーを、講師に法務局職員を招いて開催します。

- ▼とき 8月21日(水)、午後6時～7時
- ▼ところ 市役所(上白銀町)3階第2、第3会議室
- ▼定員 30人(先着順)
- ▼申し込み方法 8月14日(水)までに、電話かファクスまたはEメール(氏名・電話番号・質問内容・参加人数を記入)で申し込みを。

■問い合わせ先 建築指導課(☎40-0522、ファクス38-5866、Eメール kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp)